第一条第二項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
宮内庁	一、〇六六人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
公正取引委員会	八四二人	事務総局の職員の定員とする。
国家公安委員会	七、九九五人	一　警察庁の職員の定員とする。 二　うち、二、一七九人は、警察官の定員とする。
個人情報保護委員会	一三九人	事務局の職員の定員とする。
カジノ管理委員会	一二〇人	事務局の職員の定員とする。
金融庁	一、六一五人	
消費者庁	三七〇人	
経済産業省	八、〇〇二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	五八、七七四人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この政令による改正後の行政機関職員定員令第一条第一項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
内閣府	令和二年九月三十日までの間	一四、五七七人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
総務省	令和二年九月三十日までの間	四、八二八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	令和二年六月三十日までの間	五四、六三九人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八七三人は、検察庁の職員の定員とする。
法務省	令和二年七月一日から同年十二月三十一日までの間	五四、六二四人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八七三人は、検察庁の職員の定員とする。
財務省	令和二年九月三十日までの間	七二、五〇〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	令和二年九月三十日までの間	二、一八〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十六号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第八項及び第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第八項中「十八人」を「十七人」に改める。

第九条第三項中「九人」を「十人」に改める。

第二十条第三項中「四十二人」を「四十三人」に改める。

附則中第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条から第十二条までを一条ずつ繰り上げる。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十七号

個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（審議官）

第二条　個人情報保護委員会の事務局に、審議官一人を置く。

2　審議官は、命を受けて、個人情報保護委員会の事務局の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三